# 第1回薩摩川内市自治総合審議会

〇日 時 平成31年4月19日(金) 13時30分~

〇場 所 薩摩川内市役所 本庁6階 601会議室

# 会 次 第

# 1 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶

# 2 薩摩川内市自治総合審議会

- (1) 開 会
- (2) 委員紹介
- (3) 薩摩川内市自治総合審議会について
- (4) 会長及び副会長の互選について【協議】
- (5) 協議・報告
  - ① 会議の公開の取扱いについて【協議】
  - ② 第2次薩摩川内市総合計画並びに薩摩川内市総合戦略及び薩摩川内市人口ビジョンの概要について【報告】
  - ③ 第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定方針について 【報告】
  - ④ 薩摩川内まちづくりワークショップの結果について【報告】
- (6) その他
- (7) 閉 会

## 【資料編】

- 資料 1 薩摩川内市の附属機関に関する条例
- 資料 2 薩摩川内市自治総合審議会規則
- 資料3 薩摩川内市自治基本条例
- 資料4 薩摩川内市情報公開条例
- 資料 5 薩摩川内市会議の公開に関する要綱
- 資料 6 第 2 次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定方針について
- 資料 7 薩摩川内まちづくりワークショップの結果について

#### 【別添資料】

- 第2次薩摩川内市総合計画の概要版
- 第2次薩摩川内市総合計画
- 薩摩川内市総合戦略及び薩摩川内市人口ビジョンの概要版
- 薩摩川内市総合戦略
- 薩摩川内市人口ビジョン
- 薩摩川内市定住自立圏共生ビジョン

# 薩摩川内市自治総合審議会 委員名簿

	区分	団体等名称	役職	委員氏名	出欠	備考
1		川内商工会議所	副会頭	荒木 貞夫	0	(産業分野)
2		事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会	代表理事	田中 博	0	(産業分野)
3	市	北さつま農業協同組合	常務理事	有馬 一吉	×	(産業分野)
4	内 の	甑島漁業協同組合	代表理事組合長	本 一春	0	(産業分野)
5	公共	薩摩川内市教育委員会	教育委員	三本 伴子	0	(教育分野)
6	介的団	薩摩川内市文化協会	会計	樗木 孝治	$\circ$	(その他)
7	体の	特定非営利活動法人薩摩川内市体育協会	副会長	大六野 貞雄	X	(その他)
8	役	鹿児島信用金庫川内支店 (川内市金融団三水会)	支店長	緒方 太一	0	(金融分野)
9	員 及	株式会社薩摩川内市観光物産協会	代表取締役社長	井龍 大	0	(産業分野・メディア)
10	び 職	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	会長	今別府 哲矢	0	(その他)
11	員	公益社団法人川内青年会議所	理事長	土器手 正之	0	(その他)
12		隈之城地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	赤﨑 弘熙	0	(その他)
13		鹿島地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	中野 重洋	$\bigcirc$	(その他)
14	学識	鹿児島県北薩地域振興局	局長	橋口 秀仁		(行政分野)
15	経験	川内公共職業安定所	所長	大堀 明人	0	(労働分野)
16	者	鹿児島純心女子大学	副学長	影浦 攻	0	(教育分野)
17	要と	薩摩川内市女性チャレンジ委員会	委員	犬井 美香	0	(その他)
18	認古			井上 隆	0	
19	~~ 長 1	公募委員		下鵜瀬 克己	0	
20	る者必			山﨑 和英	$\circ$	

# 【事務局】

所 属	役 職	氏 名
企画政策部	部長	末永 隆光
企画政策部企画政策課	課長	上戸 理志
企画政策部企画政策課	課長代理	下門 隆嗣
企画政策部企画政策課	政策グループ長	吉岡 潤樹
企画政策部企画政策課	政策グループ員	川野 浩一郎
企画政策部企画政策課	政策グループ員	藤井 章善
企画政策部企画政策課	政策グループ員	山口 誠

## ■ 薩摩川内市自治総合審議会について

<設置根拠>

〇地方自治法 (昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

# 〇薩摩川内市の附属機関に関する条例(平成16年条例第38号)(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、本市の附属機関について必要な事項を定めるもの とする。

(設置)

第2条 本市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係)

附属機関の属	名称	担任する事務
する執行機関		
市長	薩摩川内市自治総合審	市長の諮問に応じて、薩摩川内市自治基本条例(平成20年薩
	議会	摩川内市条例第41号)に関する事項並びに薩摩川内市総合計
		画の策定及び改定について調査・審議する事務

## ○薩摩川内市自治総合審議会規則 (平成16年規則第5号) (抜粋)

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
  - (1) 市内の公共的団体の役員及び職員
  - (2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

# 薩摩川内市自治総合審議会の会長及び副会長の互選について【協議】

薩摩川内市自治総合審議会の委員について、平成31年4月19日付けで委嘱を行い、任期については諮問に係る答申が終了する日までとさせていただいたところである。

ついては、薩摩川内市自治総合審議会規則第4条の規定により会長及び副会長を選任する必要がある。

会 長	
副会長	

## 【協議・報告】 会議の公開の取扱いについて【協議】

会議については原則として公開としてよろしいか。

#### **<参考>** 薩摩川内市自治基本条例 (平成20年条例第41号)

(審議会等への参加)

#### 第20条 略

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

## **<参考>** 薩摩川内市情報公開条例(平成16年条例第12号)

(会議の公開)

- 第25条 実施機関に置かれた附属機関及びこれに準ずる機関は、薩摩川内市自治基本条例第20条 第2項の規定に基づき、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議 を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
  - (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 〈参考〉 薩摩川内市会議の公開に関する要綱(平成24年告示第172号)

(会議の公開)

- 第3条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公開するものとする。
  - (1) 法令等の規定により会議が非公開とされているとき。
  - (2) 条例第7条各号に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)に該当する事項について審議、審査、調査等(以下「審議等」という。)を行うとき。
  - (3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき。

(公開又は非公開の決定)

# 第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が、当該審議会等の会議に諮って行うものとする。

- 2 審議会等の長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったと きは、当該審議会等の会議に諮って会議を非公開とすることができるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議の審議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、当該審議会等の会議に諮って非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- 4 審議会等の長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。 (公開の方法等)
- 第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場(以下「会場」という。) に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。
  - ・・・以下 略